

トイレ

Toilet

改造ポイント

トイレの利用頻度は高齢になるとどうしても多くなります。適切な用具を付けることで、トイレまで安全に行くことができ、また介護負担を軽減できる環境を整えることが大切です。自立のためには、段差の解消・換気・暖房設備・補助手摺等の工夫が必要です。

ペーパーホルダー(対象外)

- 片手で使用できるものを使うと便利です。
- ペーパーホルダーが使えない身体状況の場合はちり紙台を設けます。

換気扇(対象外)

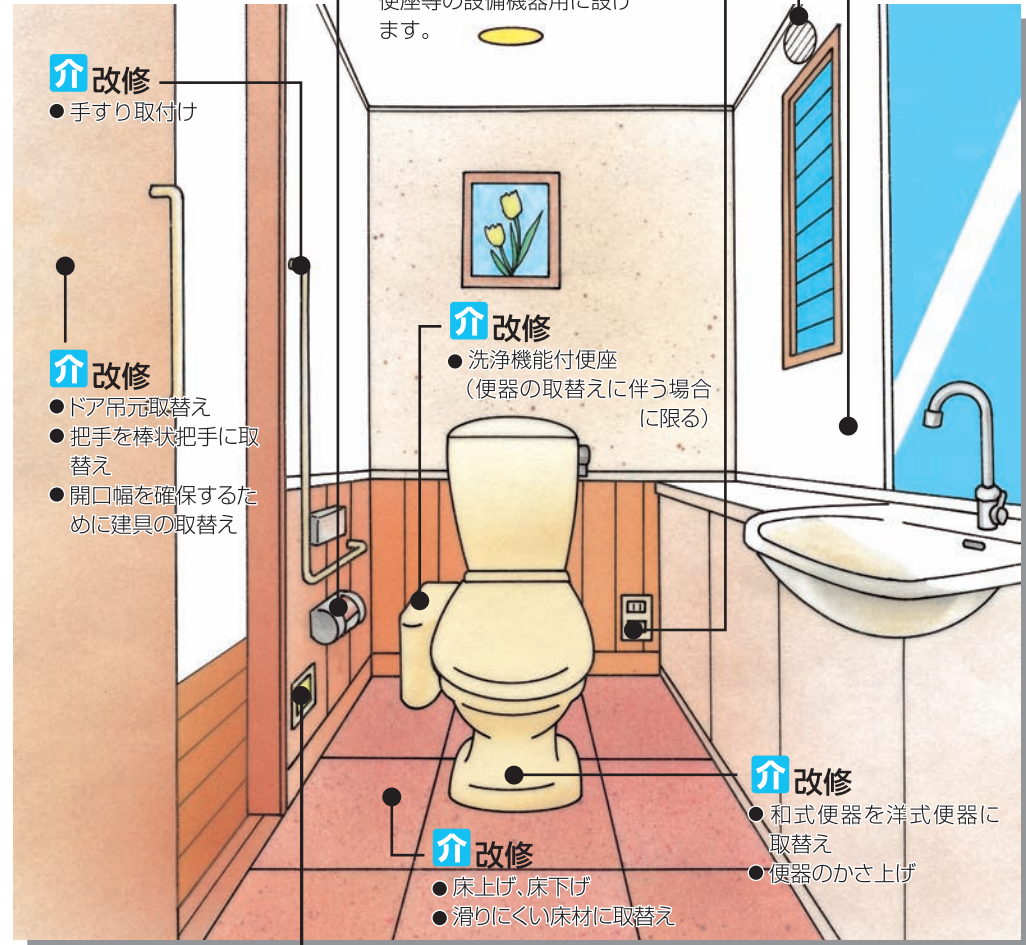
- 特に居室に接する場合、換気扇を設けると便利です。

コンセント(対象外)

- 暖房設備、電動立ち上がり便座等の設備機器用に設けます。

介助スペース(参考)

- 便所のスペースは780×1,350mm(有効)以上が必要です。
- 洗面所等が隣接する場合は、壁を撤去し介助スペースを確保します。



改修(固定する場合)

- 腰掛便座(和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの)

改修
● 手すり取付け

改修
● ドア吊元取替え
● 把手を棒状把手に取替え
● 開口幅を確保するために建具の取替え

改修
● 洗浄機能付便座
(便器の取替えに伴う場合に限り)

改修
● 床上げ、床下げ
● 滑りにくい床材に取替え

改修
● 和式便器を洋式便器に取替え
● 便器のかさ上げ

設備機器

- 体温の低下防止に暖房設備があれば安心です。
- 非常ブザー等の通報装置があれば、安心です。
- 手洗器は使いやすい位置に設け、レバー水栓等の操作しやすいものにします。

出入口・扉

- 上吊戸または、フラットなレールの引戸とします。
- 握手・引手は、操作しやすいものを、使いやすい高さにします。
- 明窓は、割れにくい内部の見えないポリカーボネイトにすると安全です。
- 錠は緊急の場合、外から開けることのできるものにします。
- 扉の幅は有効650mm以上とします。
- 敷居の段差は3mm以下とします。

足元灯(対象外)

- 夜間のためにライトがあれば便利です。

トイレ用遮断機式手すりを設ける場合

改修

- トイレ使用時にトイレ用遮断機式手すりがあれば楽になります。



介護保険対象項目参考資料:「介護保険における住宅改修/実務解説」(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター